

6 参考資料

(1) 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

（内 容）

公害対策基本法第9条の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、および生活環境（同法第2条第2項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）を次のように定める。

第一、環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関しそれぞれ次のとおりとする。

1. 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2. 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして(2)により指定する水域類型ごとに、同表の基準値欄に掲げるとおりである。

(2) 各公共用水域が該当する水域類型の指定は、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）の別表に掲げる公共用水域については別途環境庁長官が閣議の了解を得て行い、その他の公共用水域については同政令の定めるところにより都道府県知事が行うものとする。

別表1 人の健康に係る環境基準

項目	シアン	アルキル 水 銀	有機燐	カドミウム	鉛	クロム (6価)	ヒ 素	総水銀	P C B
基準値	検出され ない こと	検出され ない こと	検出され ない こと	0.01 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下	検出され ない こと

備考

1. 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については、年間平均値とする。
2. 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
3. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(定量限界：シアン 0.1 mg/l, アルキル水銀 0.0005 mg/l, 有機磷 0.1 mg/l, PCB 0.0005 mg/l)

4. 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001 mg/l 以下とする。

別表 2 生活環境に係る環境基準

1. 河川

(1) 河川 (湖沼を除く)

項目 型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/100 ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 浴およびB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/100 ml 以下
B	水道 3 級 水産 1 級 およびC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000 MPN/100 ml 以下
C	水道 3 級 工業用水 1 級 およびD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
D	工業用水 2 級 工業用水 およびEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/l 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐性水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 湖 沼

(天然湖沼および貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖)

項目 型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全および A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/100 ml 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 湖沼および B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/100 ml 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 および C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	15 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—

項目 型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (PH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
C	工業用水 2 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以 上	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/l 以 上	—

備 考

水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を伴うもの

水道 2・3 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、または、前処理等を行う高度の浄水操作を行うもの

3. 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水 産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水 産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2. 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (PH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサ ン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 およびB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以 上	1,000 MPN/100 ml 以下	検出され ないこと
B	水産2級 工業用水 およびCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5mg/l 以 上	—	検出され ないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以 上	—	—

備 考

水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100 ml 以下とする。

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用および水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 県内公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

水 域	範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日	
里根川水域	里根川 (1)	川原田橋から上流	AA	イ	48年1月25日 (県告示)
	里根川 (2)	川原田橋から村山橋まで	A	イ	
	里根川 (3)	村山橋から下流河口まで	E	ハ	
	八反川	全 域	A	イ	
	境川	全 域	A	イ	
	関山川	全 域	E	ハ	
江戸上川水域	江戸上川(1)	第一神岡橋から上流	A	イ	48年1月25日 (県告示)
	江戸上川(2)	第一神岡橋から下流河口まで	E	ハ	
大北川水域	大北川 (1)	孝行橋から上流	AA	イ	48年1月25日 (県告示)
	大北川 (2)	孝行橋から花園川合流点まで	A	イ	
	大北川 (3)	花園川合流点から下流河口まで	C	イ	
	宿川	全 域	AA	イ	
	木皿川	全 域	A	イ	
	花園川 (1)	綱木川合流点から上流	AA	イ	
	花園川 (2)	綱木川合流点から大北川合流点まで	B	イ	
	根古屋川	全 域	A	イ	
塩田川水域	塩田川 (1)	はい坂堰から上流	C	ロ	48年1月25日 (県告示)
	塩田川 (2)	はい坂堰から下流河口まで	D	ロ	
関根川水域	関根川 (1)	関根前川合流点より上流	A	イ	47年7月6日 (県告示)
	関根川 (2)	関根前川合流点より下流羽田橋まで	B	イ	
	関根川 (3)	羽田橋より下流河口まで	D	イ	
	関根前川(1)	前川橋より上流	AA	イ	
	関根前川(2)	前川橋より下流関根川合流点まで	C	イ	
	猪田川	全 域	C	イ	
	玉川	全 域	D	イ	
	谷地川	全 域	E	ハ	
花貫川水域	花貫川 (1)	花貫ダムから上流	AA	イ	48年1月25日 (県告示)
	花貫川 (2)	花貫ダムから新花貫橋まで	A	イ	
	花貫川 (3)	新花貫橋から花貫橋まで	C	イ	
	花貫川 (4)	花貫橋から下流河口まで	E	ハ	

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日
十王川水域	十王川 (1)	道保内堰から上流	A	イ	48年1月25日 (県告示)
	十王川 (2)	道保内堰から川尻堰まで	B	イ	
	十王川 (3)	川尻堰から下流域河口まで	C	ロ	
宮田川水域	宮田川	全 域	B	ハ	48年1月25日 (県告示)
	陰作沢	全 域	A	イ	
	数沢川 (1)	上水道取水点から上流	A	イ	
	数沢川 (2)	上水道取水点から宮田川合流点まで	C	ロ	
新川水域	新 川	全 域	C	イ	48年5月31日 (県告示)
久慈川水域	久慈川	全 域	A	イ	50年4月10日 (県告示)
	八溝川	全 域	A	イ	
	押川	全 域	A	イ	
	滝川	全 域	B	イ	
	玉川	全 域	C	ロ	
	浅川	全 域	B	イ	
	山田川	全 域	A	イ	
	里川	全 域	B	イ	
茂宮川	全 域	C	ハ		
那珂川水域	那珂川 (2)	湯川合流点より早戸川合流点まで	A	イ	48年3月31日 (環境庁告示)
	那珂川 (3)	早戸川合流点より下流	A	ロ	
	藤井川	全 域	A	イ	50年4月10日 (県告示)
	塩子川	全 域	AA	イ	
	緒川	全 域	A	イ	
湫沼川水域	湫沼川 (1)	湫沼合流点より上流	A	ロ	49年3月15日 (県告示)
	湫沼川 (2)	湫沼より下流	B	イ	
	湫 沼	全 域	湖沼B	ロ	
	湫沼前川	全 域	B	ロ	
	寛政川	全 域	A	ロ	
	大谷川	全 域	C	ロ	
	石川	全 域	A	ロ	
中丸川水域	中丸川	全 域	D	ハ	48年5月31日 (県告示)
	大 川	全 域	D	ハ	
	本郷川	全 域	D	イ	

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日
早戸川水域	大井川 早戸川 (1) 早戸川 (2)	全 域 田彦水門から上流 田彦水門から那珂川合流点まで	B B D	イ イ イ	48年5月31日 (県告示)
霞ヶ浦水域	霞ヶ浦 清明川 花室川 桜川 新備前川 境木川 菱恋瀬川 山王部川 園無利根川 小野瀬川	全 域 全 域 全 域 全 域 全 域 全 域 全 域 全 域 全 域 全 域 全 域	湖沼A A A A A A A A A A A	ハ ハ ハ ロ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ロ ロ ハ	47年11月6日 (環境庁告示) 48年9月3日 (県告示)
北浦水域	北浦 鉾田川 巴田川 武田川 山蔵川 雁通川 流洋川	全 域 全 域 全 域 全 域 全 域 全 域 全 域	湖沼A A A A A A A A	ハ ハ ハ ロ ロ ハ ハ ハ ロ	47年11月6日 (環境庁告示) 49年3月15日 (県告示)
常陸利根川水 域	常陸利根川 夜越川 前川	全 域 全 域 全 域	湖沼A A A	ハ ハ ハ	47年11月6日 (環境庁告示) 48年3月15日 (県告示)
利根川水域	利根川中流	坂東大橋から江戸川分岐点まで	A	イ	46年5月25日 (閣議決定)

水	域	範	圍	類	型	達	成	期	告	示	年	月	日
利根川水域	利根川下流	江戸川分岐点より下流		A		イ			48年3月31日 (環境庁告示)				
	向堀川	全	域	D		ハイ		}	50年4月10日 (県告示)				
	宮戸川	全	域	C		イ							
	大川	全	域	C		ロ							
	鶴戸川	全	域	B		イ							
	飯沼川	全	域	B		ロ							
	西仁連川	全	域	B		イ							
	東仁連川	全	域	C		ロ							
	积水水路	全	域	E		ハ							
下大野水路	全	域	E		ハ								
鬼怒川水域	鬼怒川(2)	大谷川合流点から田川合流点まで		A		イ		}	48年3月31日 (環境庁告示)				
	鬼怒川(3)	田川合流点より下流		A		ロ							
	田川	県境から鬼怒川合流点まで		B		ハ		48年5月31日 (県告示)					
小貝川水域	小貝川	全	域	A		イ		}	50年4月10日 (県告示)				
	五行川	全	域	A		ロ							
	大谷川	全	域	C		ロ							
	糸繰川	全	域	C		ロ							
	八間堀川	全	域	C		ロ							
	中通川	全	域	B		イ							
	谷田川(1)	牛久沼水門より上流		B		ロ							
	谷田川(2)	牛久沼水門より下流		A		ロ							
	稲荷川	全	域	C		イ							
西谷田川	全	域	B		ロ								
渡良瀬川水域	渡良瀬川(4)	新開橋から利根川合流点まで		B		ロ		48年3月31日 (環境庁告示)					
常磐地先水域	平潟漁港	省	略	海域	B	ハイ		}	50年8月20日 (県告示)				
	大津漁港	省	略	海域	B	イ							
	大津漁港南部	省	略	海域	B	イ							
	川尻港	省	略	海域	B	イ							
	会瀬漁港	省	略	海域	B	イ							
	久慈漁港	省	略	海域	B	ハイ							
	日立港	省	略	海域	B	イ							
	炭鉱排水先	省	略	海域	B	イ							

水	域	範	囲	類	型	達	成	期	間	告	示	年	月	日
常磐地先水域	花 貫 川	省 略		海	域	B	ハ			50年8月20日 (県告示)				
	河 口 地 先	省 略		海	域	B	イ							
	泉 川 河 口 地 先 常 磐 地 先 海 域	省 略		海	域	A	イ							
鹿島灘水域	鹿 島 港 内	省 略		海	域	C	イ			46年5月25日 (閣議決定)				
	深 芝 沖	省 略		海	域	C	イ							
	港 湾 北 部	省 略		海	域	B	イ							
	港 湾 南 部	省 略		海	域	B	イ							
	鹿 島 灘 海 域	省 略		海	域	A	イ							
	高 松 沖	抹 消 (55. 4. 14 県告示)												
	南 海 浜 沖	抹 消 (55. 4. 14 県告示)												

- 注 1. 類型の欄中、湖沼又は海域の表示のないものは河川をあらわす。
2. 達成期間の分類は、次のとおりとする。
- 「イ」ただちに達成 「ロ」5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」5年を迎える期間で可及的速やかに達成